

恵庭市ケアラー支援条例の策定について

1. 条例策定の経緯

高齢化の進展に伴い、介護ニーズが高くなる85歳以上人口の増加により、介護サービスの需要とともに、介護や看護、日常生活上の世話などを担うケアラーも増加することが予想されます。

本市におきましても、令和4年度にケアラーおよびヤングケアラーについての実態調査を実施し、市内のヤングケアラーを含むケアラーの多くが日常生活による心身の悩みや、将来への不安を抱えていることを把握しており、画一化した介護保険サービスだけでは解消できない問題として対応が求められています。

また、介護は、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなどケアされる側も様々な形があり、ケアラーやヤングケアラーや負担が大きくなることで、自らの人生・生活・健康が奪われるだけでなく、医療費や介護費用の増大、介護離職による労働力不足などといった社会経済活動に与える影響は大きいものと想定されます。

10年後の将来を見据え、介護者への支援だけではなく、介護者を取り巻く生活環境全体に視点を置き、ケアラーやヤングケアラーも心身ともに健康で働くことや学ぶこと、人生を楽しむことができるような環境を市全体で作り上げていくことが求められます。

このようなことから市では、ヤングケアラーを含むケアラーを社会全体で支えるため、恵庭市ケアラー支援条例および恵庭市ケアラー支援推進計画を策定する運びとなりました。

2. 恵庭市ケアラー支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、社会全体でケアラーを支援するための基本理念を定め、市の責務及び市民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとそのまわりの全ての方が自分らしく、いきいきと安心して生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 市民等のうち、高齢、身体上若しくは精神上的の障がい又は疾患等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に存する事務所又は事務所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (5) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育又は児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

（基本理念）

第3条 ケアラーの支援は、全てのケアラーとそのまわりの全ての方が自分らしく、いきいきと安心して生活ができるよう、市、市民等、事業所及び関係機関等が、互いに連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行わなければならない。

2 ヤングケアラーに対する支援は、子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な養育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育又は児童の福祉に関する制度とその他ケアラー支援に関わる制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は基本理念に基づき、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態及びその置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 関係機関のうち、学校その他の教育に関する業務を行うもの(以下「学校等」という。)

は、日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況、健康状況及びその置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うように努めるものとする。

(ケアラー支援に関する推進計画)

第9条 市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、ケアラー支援推進計画(以下推進計画という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラー支援に関する基本方針

(2) ケアラー支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項
(普及啓発の促進)

第10条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民等、事業者及び関係機関等、社会全体としてケアラーが置かれている状況及びケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講じるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 今後のスケジュール

1. 恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会開催

令和5年12月下旬

2. パブリックコメント

令和6年1月4日～令和6年2月2日

3. 恵庭市社会福祉審議会

令和6年3月

4. 厚生消防常任委員会報告

令和6年3月

5. 恵庭市ケアラー支援条例の制定

令和6年4月